



北欧スタートアップ向け 東京市場進出実務手引書

エグゼクティブサマリー

本レポートは、スウェーデン、フィンランド、デンマーク、ノルウェーを中心とする北欧地域のスタートアップ企業が、日本の東京市場へ進出する際に必要となる戦略的・実務的知識を網羅した手引書である。特に 2025 年後半から 2026 年にかけて施行される日本の入管法改正による「経営・管理ビザ」の要件厳格化（資本金要件の 3,000 万円への引き上げ等）と、それに対する緩和措置としての「スタートアップビザ（外国人創業活動促進事業）」の活用に重点を置いている。また、デジタル先進国である北欧の企業文化と、ハンコや対面手続きが残存する日本の行政文化とのギャップを埋めるための具体的なアクションプランを、Work Breakdown Structure (WBS) の形式で提示する。

1.1 背景と市場環境の変容

日本市場、特に東京は、世界で 5 本の指に入る経済規模を誇る日本の中心地であり、北欧のディープレック、サステナビリティ、ゲーミング、ヘルスケア企業にとって魅力的な市場である。しかし、その参入障壁は言語だけでなく、独特な商慣習や厳格な法規制にある。特に 2026 年に向けての最大のトピックは、外国人起業家の日本進出ルートにおける「二極化」である。一方で「東京開業ワンストップセンター (TOSBEC)」での英語対応の拡充やオンライン申請の導入など、手続きの簡素化が進んでいる。しかしその一方で、入国管理局による在留資格審査は厳格化の一途を辿っており、従来の「資本金 500 万円」での容易な参入ルートは事実上閉ざされつつある。この相反する潮流の中で、北欧スタートアップが成功するためには、単なる「支店登記」ではなく、日本社会における「信用 (Trust)」を担保するための適切な法人形態の選択と、緻密な資本政策、そして入念な事前準備が不可欠となる。本レポートでは、これらの要素を「法的構造」「人的資源」「税務・会計」「実務・インフラ」の 4 つの柱に分類し、詳細に解説する。

法人形態の戦略的選択とガバナンス

日本への進出形態には、主に「駐在員事務所」「日本支店」「日本法人 (子会社)」の 3 つの選択肢が存在する。北欧スタートアップが本格的な事業活動を行う場合、駐在員事務所は営業活動が許可されていないため選択肢から外れる。したがって、実質的な選択は「日本支店」か「日本法人」か、そして日本法人の場合は「株式会社 (K.K.)」か「合同会社 (G.K.)」かという点に集約される。

■ 2.1 日本支店 (Branch Office) のリスクと限界

日本支店は、外国企業の「延長」として位置づけられる拠点で、独立した法人格を持たない。手軽な進出手段と考えられがちだが、北欧企業にとっては以下の観点から推奨されないケースが多い。

2.1.1 無限責任のリスク

支店形態の最大のリスクは、日本における事業活動から生じた債務や法的責任が、北欧の本社に直接及ぶ点である。日本法上の支店は本社と同一人格とみなされるため、万が一日本支店が訴訟問題や巨額の負債を抱えた場合、本国の親会社はその全責任を負うことになる。リスクヘッジの観点から、親会社と資産を切り離せる子会社形態が好ましい。

2.1.2 銀行口座開設の壁

日本の銀行、特にメガバンク（三菱UFJ、三井住友、みずほ）は、マネーロンダリング対策（AML）および顧客確認（KYC）の観点から、外国企業の日本支店に対する法人口座開設に極めて消極的である。支店登記自体は可能であっても、事業の生命線である銀行口座が開設できず、結果としてビジネスが頓挫する事例が存在する。

2.1.3 会計期間の硬直性

支店は本社の会計年度（Fiscal Year）と同一の期間を採用しなければならない。北欧の親会社が決算期を迎える繁忙期に、日本支店の決算作業も重なることになり、経理リソースの圧迫を招く恐れがある。子会社であれば、日本の商慣習に合わせて自由に決算期を設定（例：3月決算や、親会社の決算とずらした時期）することが可能である。

■ 2.2 株式会社 (Kabushiki Kaisha - K.K.) の優位性

株式会社は、スウェーデンの Aktiebolag (AB) やフィンランドの Osakeyhtiö (Oy) に相当する、日本で最も一般的かつ信頼性の高い法人形態である。

2.2.1 社会的信用力 (Credibility)

日本市場、特に B2B ビジネスにおいては、「株式会社」であることが取引口座開設や契約締結の暗黙の条件となる場合がある。名刺に「代表取締役 (Representative Director)」の肩書きがあることは、日本の保守的な大企業や行政機関との交渉において、目に見えないが強力な潤滑油となる。過去の商法時代の名残で「株式会社＝資本金 1,000 万円以上のしっかりした会社」というイメージが中高年層の経営者に根強く残っているためである。

2.2.2 資金調達と株式公開

将来的に日本国内での資金調達や、東京証券取引所への IPO（新規株式公開）を視野に入れている場合、株式会社形態が必須となる。合同会社から株式会社への組織変更は可能だが、手続きとコストがかかるため、成長志向のスタートアップは最初から株式会社を選択することが合理的である。

2.3 合同会社（Godo Kaisha - G.K.）の活用可能性

合同会社は米国の LLC をモデルにした比較的新しい法人形態である。Amazon Japan や Apple Japan がこの形態を採用していることで認知度は向上しているが、北欧スタートアップにとっては一長一短がある。

2.3.1 コストと柔軟性

設立時の登録免許税が 6 万円（株式会社は最低 15 万円）と安く、定款の公証人認証（手数料約 5 万円）も不要であるため、設立コストを約 14 万円節約できる。また、出資比率と利益配分を定款で自由に設定できるため、技術を提供するパートナーと資金を提供するパートナーの間で柔軟な取り決めが可能である。

2.3.2 米国税務上のメリット

親会社が米国法人を経由している場合など、チェック・ザ・ボックス規則によりパススルー課税を選択できるメリットがあるが、北欧から直接投資する場合はこのメリットは限定的である。

2.4 法人形態比較分析表

項目	株式会社 (K.K.)	合同会社 (G.K.)	日本支店 (Branch)
法人格	独立法人	独立法人	外国法人の一部
有限責任	あり（出資額が限度）	あり（出資額が限度）	なし（本社が無限責任）
設立実費（概算）	約 25 万円～	約 11 万円～	約 9 万円～
設立期間	2～3 週間	1～2 週間	3～4 週間
社会的信用	極めて高い（標準）	中程度（Tech 系は受容）	低い（一時的と見られがち）
役員の任期	最長 10 年（再任登記必須）	無期限	無期限
銀行口座開設	比較的容易	普通（ネット銀行等推奨）	困難
ビザ取得への影響	有利（安定性をアピール）	問題なし	審査が厳格になる傾向

2.5 戦略的推奨

北欧スタートアップが東京で長期的な成長と現地企業とのパートナーシップを目指す場合、「株式会社 (K.K.)」の設立を強く推奨する。初期費用の差額（約 15 万円）は、その後の銀行取引や営業活動における信頼性の向上によって十分に回収可能である。

2025 年後半から 2026 年にかけて、日本の外国人起業家向け在留資格「経営・管理 (Business Manager)」の要件が劇的に厳格化された。これは、実体のないペーパーカンパニーによる不正取得を防ぐための措置であるが、北欧スタートアップにとっても参入障壁が跳ね上がったことを意味する。

3.1 「経営・管理ビザ」の新基準 (2025 年 10 月施行)

これまで、経営・管理ビザは「資本金 500 万円以上」または「常勤職員 2 名以上」のいずれかを満たすことで取得可能であった。しかし、新基準では以下の通り要件が厳格化されている。

1. **資本金要件の急増**：従来の 500 万円から 3,000 万円 (約 20 万ユーロ) へと 6 倍に引き上げられた。これはシード期のスタートアップにとって極めて重い負担となる。
2. **雇用義務**：資本金要件を満たしたとしても、**最低 1 名の常勤職員 (日本人または永住者等) の雇用**が義務化された。以前は資本金があれば雇用は任意であったが、現在は両方が求められる解釈が強まっている。
3. **事業所の物理的実体**：バーチャルオフィスや住居兼事務所は原則として認められず、事業専用の独立した物理的スペースの確保と、その賃貸借契約書 (法人名義) が必須となる。
4. **専門性・経験要件**：申請者 (経営者) 自身に、経営管理に関する 3 年以上の実務経験、または大学院 (修士・MBA 等) での学位が求められるようになった。また、事業計画書は公認会計士や中小企業診断士による評価を受ける必要がある。

3.2 救済策としての「スタートアップビザ」活用戦略

いきなり 3,000 万円の資本金を用意し、オフィスを借り、日本人を雇用することは、市場検証前のスタートアップにとってリスクが高すぎる。そこで、「外国人創業活動促進事業 (通称：スタートアップビザ)」の活用が現実解となる。

- **制度概要**：東京都などの認定自治体に事業計画を提出し承認されることで、最長 **2 年間** (以前は 6 ヶ月～1 年だったが延長された)、経営・管理ビザの要件 (資本金・オフィス・雇用) を満たしていなくても在留資格が付与される。
- **猶予期間の活用**：この 2 年間の間に、日本国内でのピッチ、VC からの資金調達、顧客開拓を行い、その実績をもって最終的に正規の「経営・管理ビザ」へ切り替える (この時点で 3,000 万円の要件等を満たす必要があるが、日本国内での調達資金も資本として算入可能)。
- **対象領域**：AI、ヘルスケア、環境エネルギーなど、北欧スタートアップが得意とする領域はこの制度の優先対象である。

3.3 高度専門職（J-Skip）という別ルート

もし創業者が既に高い年収や学歴を有している場合、「特別高度人材制度（J-Skip）」の利用も検討すべきである。

- **要件**：修士号以上かつ年収 2,000 万円以上、または職歴 10 年以上かつ年収 4,000 万円以上などの基準を満たせば、資本金要件に関わらず「高度専門職 1 号口」等の資格が得られ、1 年で永住権申請が可能になる優遇措置がある。これは「経営者」としてのビザではなく「高度な能力を持つ個人」へのビザであるため、会社の資本金要件（3,000 万円）を回避できる可能性がある（ただし、所属機関の安定性は審査される）。

第 4 章

実務インフラの構築と物理的要件

北欧のデジタルファーストな環境（電子 ID ですべてが完結する世界）から見ると、日本の手続きは物理的制約が多い。特に「場所」と「印鑑」は避けて通れない課題である。

4.1 オフィス要件の「罨」：バーチャルオフィスの弊害

コスト削減のためにバーチャルオフィス（住所貸し）を利用しようとするスタートアップが多いが、これは日本においては戦略ミスとなる可能性が高い。

- **ビザ審査での否認**：前述の通り、経営・管理ビザでは「独立した執務スペース」が厳格に求められる。シェアオフィスであっても、個室があり、鍵がかかり、自社の看板が出せる区画でなければならない。
- **銀行口座開設の拒絶**：メガバンクや地方銀行は、バーチャルオフィス登記の企業に対して口座開設をほぼ認めない。犯罪収益移転防止法に基づく本人確認の一環として、実体のあるオフィスへの訪問調査が行われることもある。
- **推奨戦略**：最初から TOSBEC のような公的支援機関の紹介するインキュベーションオフィスや、WeWork、Regus などのグレードの高いサービスオフィスの「個室プラン」を契約することが、後のトラブルを防ぐ最善策である。

4.2 印鑑（Inkan）文化への適応

日本では、会社の意思決定の証として「代表者印（実印）」が法的な効力を持つ。設立登記申請にあたっては、以下の 3 点セットを作成する必要がある。

1. **代表者印（実印）**：直径 18mm 程度。法務局に印影を登録する最も重要な印鑑。契約書や公的書類に使用。
2. **銀行印**：銀行口座開設時に届け出る印鑑。実印と分けることでリスク管理を行う。
3. **角印（社印）**：請求書や領収書などの日常業務に使用する認印。

近年は電子署名（CloudSign や DocuSign）の普及が進んでいるが、会社設立登記や最初の銀行口座開設、不動産

契約においては、依然として物理的な実印の押印と「印鑑証明書」の提出が求められるプロセスが残っている。

4.3 銀行口座開設の難所 (KYC)

「会社はできたが口座が作れない」は外資系スタートアップ共通の悩みである。

- **審査基準**：資本金の額、オフィスの実態、事業内容の明確さ（ウェブサイトの完成度）、代表者の居住実態などが総合的に審査される。
- **面談**：多くの銀行で、代表者との対面面談が求められる。日本語が話せない場合、通訳の同席が必要だが、銀行によっては「主体的な意思決定能力」を疑われる要因にもなり得る。
- **戦略**：1行のみに申し込むのではなく、比較的審査が柔軟な「ネット銀行（住信 SBI ネット銀行、楽天銀行、GMO あおぞらネット銀行）」や、地域密着型の「信用金庫」にも並行して申し込むことがオプションとなる。

第 5 章

税務戦略と「青色申告」の重要性

日本の法人税率は実効税率で約 30 ~ 34% である。北欧諸国と比較して特別に高いわけではないが、手続きの厳格さは特筆すべきである。

5.1 青色申告 (Blue Return) の承認申請

日本の税務において最も重要な手続きの一つが「青色申告」の承認申請である。

- **制度概要**：一定の帳簿要件（複式簿記）を満たすことで、税務上の多くの優遇措置を受けられる制度。
- **最大のメリット**：赤字（欠損金）の 10 年間繰越控除が可能になる。創業初期に赤字が先行するスタートアップにとって、将来黒字化した際に過去の赤字を相殺して法人税を圧縮できるこの権利は、財務上極めて価値が高い。
- **絶対的期限**：会社設立から 3 ヶ月以内、または最初の事業年度終了日のいずれか早い方までに申請書を税務署に提出しなければならない。1 日でも遅れると、初年度は青色申告が適用されず、赤字の繰越ができなくなる。これは取り返しのつかない損失となるため、設立直後の最優先タスクである。

5.2 消費税 (Consumption Tax / VAT)

日本の消費税率は 10% である。

- **免税事業者期間**：資本金 1,000 万円未満で設立された法人は、原則として設立後 2 期目までは消費税の納税義務が免除される。
- **2026 年のジレンマ**：前述の通り、経営・管理ビザ取得のために資本金を 3,000 万円にする場合、この「資本金 1,000 万円未満」の要件を満たさなくなるため、**設立初年度から消費税の納税義務が発生する可能性**

が高い。これはビザ要件厳格化の隠れたコストである。

5.3 北欧諸国との租税条約

日本はスウェーデン、フィンランド、デンマーク、ノルウェーとそれぞれ租税条約を締結している。これにより、日本子会社から北欧親会社への配当金支払いや、ロイヤリティ支払いにかかる源泉所得税が減免（多くのケースで0%または10%）される。この恩恵を受けるためには、支払日の前日までに「租税条約に関する届出書」を日本の税務署に提出する必要がある。

第6章

東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）の活用

東京都港区赤坂（JETRO 本部ビル内）等にある「東京開業ワンストップセンター（TOSBEC）」は、北欧スタートアップにとって最強の支援ツールである。

6.1 ワンストップサービスの範囲

TOSBEC では、以下の行政手続き窓口が一箇所に集約されている。

1. **定款認証**：公証人が常駐。
2. **法人登記**：法務局職員が相談対応。
3. **税務**：税務署および都税事務所職員が届出受付。
4. **入国管理**：入管職員によるビザ相談。
5. **労働保険・社会保険**：労基署、ハローワーク、年金事務所の機能が集約。

6.2 英語対応の飛躍的向上（2024年10月以降）

特筆すべきは、2024年10月22日より、これまで日本語での書類作成が必須であった「雇用保険」「労働保険」「健康保険・厚生年金保険」の適用手続きについて、**英語様式での申請が可能になった**点である。これにより、高額な社会保険労務士（Sharoushi）を雇わずとも、創業者自身で人事労務のセットアップが可能となった。

6.3 オンライン相談と事前準備

TOSBEC は来所予約だけでなく、オンラインでの相談も受け付けている。北欧にいる間に定款の内容やビザの戦略について専門家と英語で協議し、来日時にはスムーズに書類提出だけを行うフローが可能になっている。

詳細ワーク・ブレイクダウン・ストラクチャー (WBS)

以下に、北欧スタートアップが日本法人（株式会社）を設立し、事業を開始するまでの標準的なタイムラインとタスクを示す。

■ フェーズ 1：事前準備と意思決定（第 1 週～第 4 週）

このフェーズは主に北欧側での作業となる。

- **1.1 進出形態の確定**
 - 株式会社（K.K.）の選択を推奨。
 - 資本金額の決定（スタートアップビザ利用なら当面は小額でも可、即時経営管理ビザなら 3,000 万円）。
- **1.2 オフィスの選定**
 - TOSBEC や不動産業者を通じ、法人登記可能かつ個室のあるオフィスを仮契約。
- **1.3 北欧側での宣誓供述書（Affidavit）作成**
 - スウェーデン企業の場合：Bolagsverket から登録証明書を取得。
 - フィンランド企業の場合：PRH から登録証明書を取得。
 - 宣誓供述書ドラフト作成：親会社の概要、日本代表者の指名、実印の登録意思などを記載。
 - **認証（Notarization）**：本国の公証役場で認証を受け、アポステイーユ（Apostille）を取得する。または、在日大使館（東京）の領事部で認証を受ける（代表者が来日している場合）。
 - **翻訳**：英語文書の日本語訳を作成（公認翻訳である必要はないが、正確なもの）。
- **1.4 定款（Articles of Incorporation）の作成**
 - 商号（社名）の調査（類似商号がないか確認）。
 - 事業目的の明確化（将来行う可能性のある事業も含める）。
 - 決算期の決定。

■ フェーズ 2：設立登記と資本金払込（第 5 週～第 8 週）

ここから日本国内での手続きが本格化する。

- **2.1 定款の認証**
 - TOSBEC の公証役場を利用。電子定款認証を行うことで、印紙代 4 万円を節約。
- **2.2 資本金の払込**
 - 発起人（または代表者個人）の日本の銀行口座へ資本金を送金。
 - 払込証明書として、通帳のコピーまたは取引明細書を用意。
- **2.3 法人印鑑の作成**
 - 実印、銀行印、角印を発注。

● 2.4 設立登記申請

- 法務局へ申請（TOSBEC 経由またはオンライン）。
- 登録免許税の納付（資本金の0.7%、最低15万円）。
- マイルストーン：申請から約1～2週間で登記完了。履歴事項全部証明書（登記簿謄本）と印鑑証明書が取得可能になる。

■ フェーズ3：税務・銀行・労務のセットアップ（第9週～第12週）

法人が誕生した直後に発生するクリティカルな手続き群である。

タスクID	タスク名	期限 / 条件	備考
3.1	税務署への届出	設立後2ヶ月以内	法人設立届出書、給与支払事務所等の開設届出書
3.2	青色申告承認申請	設立後3ヶ月以内（厳守）	これを逃すと初年度の赤字繰越不可。
3.3	都税事務所への届出	事業開始から15日以内	地方税に関する届出。
3.4	法人口座開設	登記完了後即時	登記簿謄本、定款、印鑑証明、事業計画書、オフィス賃貸契約書を持参。
3.5	社会保険（年金・健保）加入	事実発生から5日以内	社長1名でも加入義務あり。TOSBECで英語申請可。
3.6	労働保険（労災・雇用）加入	雇用から10日以内	従業員を1名でも雇った場合。TOSBECで英語申請可。
3.7	36協定の締結・届出	残業発生前	従業員に残業をさせるための労使協定。労基署へ提出。

第8章

人的資源管理（HRM）と 社会保険の重荷

北欧同様、日本も社会保障制度が充実しているが、そのコスト負担の構造は理解しておく必要がある。

■ 8.1 社会保険（Social Insurance）の強制加入

日本では、株式会社であれば社長1名であっても「健康保険」と「厚生年金保険」への加入が強制される。

- **コスト**：給与総額の約30%が保険料となり、これを会社と個人で折半する。つまり、会社の実質負担は約15%である。
- **手続き**：従業員が入社してから「5日以内」という極めて短い期間に年金事務所へ届け出る必要がある。遅れると保険証の発行が遅れ、従業員の生活に支障をきたす。

8.2 労働保険 (Labor Insurance)

- **労災保険**：全額会社負担。業務中の怪我を補償。
- **雇用保険**：会社と従業員で負担。失業時の給付等。
- **注意点**：役員（取締役）は原則として労働者ではないため、雇用保険と労災保険の対象外となる（一部例外あり）。

8.3 日本の労働法制

日本の労働法は解雇に対して極めて厳格である。一度正社員として雇用すると、能力不足や業績悪化を理由とした解雇は法的に非常に困難である。初期フェーズでは、試用期間（Probation period）を適切に設定する（通常3～6ヶ月）か、業務委託契約（Contractor）を活用するなどの柔軟な組織設計が推奨される。

第9章

結論とアクションプラン

北欧スタートアップが2026年の東京市場に進出することは、以前よりも高いハードルを越えることを意味する。特に資本金3,000万円という「2026年の壁」は、ブートストラップ型のスタートアップを市場から排除する意図すら感じさせる。

しかし、逆説的であるが、このハードルを越えた企業には、より低い競争率と高い信頼性が約束される。また、「スタートアップビザ」という迂回ルートは、真に革新的な技術を持つ北欧企業のために大きく門戸を開いている。

成功のための3つの鉄則

1. **TOSBECの徹底活用**：英語での行政手続き、専門家への無料相談を使い倒し、バックオフィス費用を最小化する。特に2024年以降の英語フォーム対応は大きな追い風である。
2. **物理的実体の確保**：バーチャルオフィスという安易な選択肢を捨て、小さくとも「自社の城（個室オフィス）」を持つことが、銀行と入管という2つのゲートキーパーを突破する鍵となる。
3. **期限管理の徹底**：青色申告の「3ヶ月」、社会保険の「5日」。日本の行政は期限に厳格である。WBSに基づき、一日たりとも遅延させないプロジェクト管理が求められる。

引用文献

1. Tokyo One-Stop Business Establishment Center | Our supports | Invest Tokyo - Office for Startup and Global Financial City Strategy, <https://www.startup-support.metro.tokyo.lg.jp/onestop/en/>
2. Services | Our supports | Invest Tokyo - Office for Startup and Global Financial City Strategy, <https://>

www.startup-support.metro.tokyo.lg.jp/onestop/en/service.php

3. Japan – Business Manager Visa Reforms Take Effect - KPMG International, <https://kpmg.com/xx/en/our-insights/gms-flash-alert/flash-alert-2025-195.html>
4. 1.1 Types of operation in Japan | Section 1. Incorporating Your Business, https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up/section1/page1.html
5. How to Set Up a Branch Office in Japan: Key Steps and Tips - weConnect Global, <https://weconnect.co/japan/japan-branch-office/>
6. Japan - Corporate - Tax administration, <https://taxsummaries.pwc.com/japan/corporate/tax-administration>
7. Subsidiary Or Branch Office | Export to Japan, <https://exporttojapan.co.uk/guide/sales-and-marketing/subsidiary-or-branch-office/>
8. Setting Up a Company in Japan, <https://scalingyourcompany.com/setting-up-a-company-in-japan/>
9. Godo kaisha vs. Kabushiki: which should I go with? : r/JapanFinance - Reddit, https://www.reddit.com/r/JapanFinance/comments/1he1tz/godo_kaisha_vs_kabushiki_which_should_i_go_with/
10. 1.2 Comparison of types of business operation | Section 1. Incorporating Your Business - Setting Up Business - Investing in Japan, https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up/section1/page2.html
11. Doing Business in Japan: Overview | Practical Law - Thomson Reuters, [https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/1-519-3917?transitionType=Default&contextData=\(sc.Default\)](https://uk.practicallaw.thomsonreuters.com/1-519-3917?transitionType=Default&contextData=(sc.Default))
12. Breaking News! Official Information! Stricter Requirements for Obtaining a “Business Manager Visa” (Implemented October 16) — For Foreigners Who Wish to Start a Business in Japan, <https://japan-businessvisa.com/en/en-breaking-news-official-information-stricter-requirements-for-obtaining-a-business-manager-visa-implemented/>
13. Japan raises capital requirement for business manager visa to 30 million yen, <https://m.economictimes.com/nri/work/japan-raises-capital-requirement-for-business-manager-visa-to-30-million-yen/articleshow/124448399.cms>
14. Japan’s Business Manager Visa changes on October 16, 2025, <https://www.immigration-lawyers.jp/investor-visa/1016/>
15. Japan Business Manager Visa 2025 Changes: Requirements - 赤坂国際法律会計事務所, <https://ailaw.co.jp/en/blog-en/japan-business-manager-visa-2025-changes-requirements/>
16. Official Update: Japan’s Revised Business Manager Visa Requirements - QCIC Consulting, <https://qvic.jp/official-update-japans-revised-business-manager-visa-requirements/>
17. Starting a Business in Japan? Massive Starting Capital Increase Announced for 2025, <https://japanremotely.com/business-manager-visa-capital-changes-2025-2026/>
18. What to Know About the Japan Start-up Visa Expansion in 2025, <https://japanremotely.com/news-japan-start-up-visa-expansion-updates/>
19. Japan Visa Rules: What Changed in 2025 and What You Need to Know - Yoisho Academy, <https://yoisho.in/japan-visa-rules-what-changed-in-2025-and-what-you-need-to-know/>
20. Requirements for Business Manager Visa Japan: Rental tips for foreigners - 外国人登記・ビジネスナビ - リーガルエステート, <https://s-legalestate.com/kaigai/en/visas/office-requirements/>
21. Transform Your Business: Virtual Office in Japan, <https://smartstartjapan.com/transform-your-business-virtual-office-in-japan/>

22. Using a Virtual Office as a Head Office in Japan | Japan Shiodome - RSM Global, <https://www.rsm.global/japan/shiodome/en/insights/category/incorporation/using-virtual-office-head-office-japan>
23. Registering the business | Verybest Law Offices, https://global.vbest.jp/en/corporate/doing_business_japan/settingup_business/
24. Beware: Opening corporate bank accounts is becoming increasingly difficult!, <https://kobelp.com/en/opening-corporate-bank-accounts-is-difficult>
25. Guide to a Corporate Bank Account in Japan - Scaling Your Company, <https://scalingyourcompany.com/guide-to-a-corporate-bank-account-in-japan/>
26. No.12010 Blue return system | National Tax Agency JAPAN - 国税庁, <https://www.nta.go.jp/english/taxes/individual/12010.htm>
27. Blue-Form Tax Returns in Japan: Importance and Deadlines - Koshida accounting firm, <https://kotsicpafirm.com/blue-form-tax-returns-in-japan-importance-and-deadlines/>
28. 1.6 Notifications required after registration | Section 1. Incorporating Your Business - Setting Up Business - Investing in Japan - Japan External Trade Organization - JETRO, https://www.jetro.go.jp/en/invest/setting_up/section1/page6.html
29. Corporate Tax payment - EU-Japan Centre, <https://www.eu-japan.eu/taxes-accounting/practical-guides/corporate-tax-payment>
30. The Tokyo One-Stop Business Establishment Center (TOSBEC), <https://tosbec.com/english/>
31. TOSBEC: One-Stop Service for Tokyo Entrepreneurs | TIPS, https://tabunka.tokyo-tsunagari.or.jp/english/useful/life_in_tokyo/article/2021/04/lit-article30.html
32. Registering a Branch Office in Japan : incorporation, branch, <https://www.juridique.jp/business/branch.php>
33. Establishing a Business in Tokyo with TOSBEC: An Introduction for Foreign Entrepreneurs, <https://www.startuplunch.club/establishing-a-business-in-tokyo-with-tosbec-an-introduction-for-foreign-entrepreneurs/>
34. Procedures of commercial and corporation registration for foreign nationals and expatriates, https://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_minji06_00004.html
35. Companies that employ even one worker are required to enroll in employment insurance., <https://en.gyosei-y.com/blog/2025/04/21/companies-that-employ-even-one-worker-are-required-to-enroll-in-employment-insurance/>
36. Employees' Pension Insurance System and Employees' Health Insurance System - 日本年金機構, <https://www.nenkin.go.jp/international/japanese-system/employeespension/employee.html>
37. Social Insurance in Japan - HTM Corporation, <https://www.htm.co.jp/payroll-social-insurance-practices-japan.htm>